

平成29年度 ダイオキシン類等分析結果

項目	排出基準	施設名	採取日					
排ガス 【煙突中間部にて 試料採取】	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	150 t 日/炉	採取日		4/27			
			結果の得られた日		5/31			
			分析値		0.0035			
		200 t 日/炉	採取日		4/14			
			結果の得られた日		5/23			
			分析値		0.0058			
飛灰 (処理前のばいじん)	— ng-TEQ/g	150 t 日/炉	採取日					
			結果の得られた日					
			分析値					
		200 t 日/炉	採取日					
			結果の得られた日					
			分析値					
セメント固化灰 ※1	(含有試験)	2 炉分	採取日					
			結果の得られた日					
			分析値					
焼却灰 (炉下) ※2	3 ng-TEQ/g (埋立基準)	2 炉分	採取日					
			結果の得られた日					
			分析値					
処理水 (放流水)	10pg-TEQ/l	排水処理施設	採取日					
			結果の得られた日					
			分析値					
		し尿処理施設	採取日					
			結果の得られた日					
			分析値					
		最終処分場	採取日					
			結果の得られた日					
			分析値					
保有水(原水)	— pg-TEQ/l	最終処分場	採取日					
			結果の得られた日					
			分析値					
最終処分場 周辺地下水 (場外への影響を判断)	1 pg-TEQ/l (環境基準)	観測井戸	採取日					
			結果の得られた日					
			分析値	No. 1				
				No. 4				

「ダイオキシン類対策特別措置法」、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」及び「下水道法」の規定に基づき測定しています。

※1 本組合の施設は、平成12年1月15日の時点での既設施設に該当し、ばいじんから重金属が溶出しないようにセメント固化されたものについては環境省令で定める基準3ng-TEQ/gは適用されません。(廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令)

※2 焼却炉の形式が流動床炉であるため、焼却灰とは焼却炉から排出された不燃物を意味します。

# 平成29年度 排ガス分析結果

150t/日炉

項目	基準値	単位	採取日					
			4/17					
			測定結果の得られた日					
			5/19					
ばいじん濃度 (12%換算) ※	0.08以下	g/m <sup>3</sup> N	<0.0007					
ばいじん量	3,018以下	g/h	<16					
窒素酸化物 (12%換算)	250以下	ppm	55					
塩化水素 (12%換算)	700以下	mg/m <sup>3</sup> N	2.0					
硫黄酸化物 (量)	基準値	m <sup>3</sup> N/h	55.9					
	測定値	m <sup>3</sup> N/h	<0.0180					
鉛及び その化合物	10以下	mg/m <sup>3</sup> N	-					
カドミウム及び その化合物	0.5以下	mg/m <sup>3</sup> N	-					
塩素	1以下	ppm	-					
アンモニア	50以下	ppm	-					
シアン化合物	11.6以下	mg/m <sup>3</sup> N	-					
フッ素及び その化合物	2.5以下	mg/m <sup>3</sup> N	-					
硫化水素	10以下	ppm	-					
水銀	—	mg/m <sup>3</sup> N	-					
ダスト水銀	—	mg/m <sup>3</sup> N	-					

…ばいじん（濃度）、窒素酸化物、塩化水素及び硫黄酸化物は大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日、環整第95号（厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達）、改正：平成2年2月1日衛環第22号））の規定に基づき測定しています。

測定頻度…ばいじん濃度、窒素酸化物濃度、塩化水素及び硫黄酸化物：1年に2回以上

…ばいじん（量）及び鉛及びその化合物以下の項目の物質（濃度）は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき測定しています。

測定頻度…ばいじん量：2月に1回以上 鉛及びその化合物以下の項目：1年に2回以上

…水銀及びダスト水銀は自主的に測定しています。

表の記載以外に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定により、硫黄酸化物及び窒素酸化物の事業所からの総量規制がかけられていますが、総量規制値は大きいので、常に基準値を下回っております。

※大気汚染防止法施行規則附則（平成10年4月10日）の規定により、ばいじん濃度規制値は0.08g/m<sup>3</sup>Nです。

# 平成29年度 排ガス分析結果

200t/日炉

項目	基準値	単位	採取日					
			4/17					
			測定結果の得られた日					
			5/19					
ばいじん濃度 (12%換算) ※	0.08以下	g/m <sup>3</sup> N	<0.0007					
ばいじん量	4,665以下	g/h	<27					
窒素酸化物 (12%換算)	250以下	ppm	60					
塩化水素 (12%換算)	700以下	mg/m <sup>3</sup> N	<1.5					
硫黄酸化物 (量)	基準値	m <sup>3</sup> N/h	62.1					
	測定値	m <sup>3</sup> N/h	<0.0301					
鉛及び その化合物	10以下	mg/m <sup>3</sup> N	-					
カドミウム及び その化合物	0.5以下	mg/m <sup>3</sup> N	-					
塩素	1以下	ppm	-					
アンモニア	50以下	ppm	-					
シアン化合物	11.6以下	mg/m <sup>3</sup> N	-					
フッ素及び その化合物	2.5以下	mg/m <sup>3</sup> N	-					
硫化水素	10以下	ppm	-					
水銀	—	mg/m <sup>3</sup> N	-					
ダスト水銀	—	mg/m <sup>3</sup> N	-					

…ばいじん（濃度）、窒素酸化物、塩化水素及び硫黄酸化物は大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日、環整第95号（厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達）、改正：平成2年2月1日衛環第22号））の規定に基づき測定しています。

測定頻度…ばいじん濃度、塩化水素及び硫黄酸化物：2月に1回以上 窒素酸化物濃度：常時

…ばいじん（量）及び鉛及びその化合物以下の項目の物質（濃度）は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき測定しています。

測定頻度…ばいじん量：2月に1回以上 鉛及びその化合物以下の項目：1年に2回以上

…水銀及びダスト水銀は自主的に測定しています。

表の記載以外に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定により、硫黄酸化物及び窒素酸化物の事業所からの総量規制がかけられていますが、総量規制値は大きいので、常に基準値を下回っております。

※大気汚染防止法施行規則附則（平成10年4月10日）の規定により、ばいじん濃度規制値は0.08g/m<sup>3</sup>Nです。

平成29年度 ごみ質分析結果

項目	単位	採取日					
		測定結果の得られた日					
種類組成	紙類	%					
	布類	%					
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	%					
	木・竹・わら類	%					
	厨芥類	%					
	不燃物類	%					
	その他	%					
物理化学的性状	水分	%					
	灰分	%					
	可燃分	%					
	高位発熱量 (乾燥ごみ)	KJ/kg					
	低位発熱量 (乾燥ごみ)	KJ/kg					
	高位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg					
	低位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg					
	元素組成	炭素	%				
		水素	%				
		酸素	%				
		窒素	%				
		塩素	%				
		硫黄	%				
灰分		%					
単位容積重量 (見掛比重)		kg/m <sup>3</sup>					

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)に従い1年に4回測定

ごみ質は、焼却炉での燃焼を決定づける最も重要な要素です。分析結果を利用して、焼却炉への給じん量や空気量、燃焼室の単位容積・時間あたりの発熱量及び排ガス量を算出することができ、最適な処理量を求めることができます。

## 平成29年度 焼却残さの熱しゃく減量

150t/日炉・200t/日炉

項目	基準値	単位	採取日											
			4/14	5/1										
			測定結果の得られた日											
			5/19	5/31										
150t炉 熱しゃく減量	10以下	%	0.3	<0.1										

項目	基準値	単位	採取日											
			4/14	5/1										
			測定結果の得られた日											
			5/19	5/31										
200t炉 熱しゃく減量	10以下	%	0.2	0.8										

※「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正：平成2年2月1日衛環第22号)に従い1月に1回測定

※熱しゃく減量とは、ごみを焼却した結果として残る焼却残さ中の未燃物質を重量(%)で表したもので、焼却残さの質が分かります。熱しゃく減量の少ないものほど、良好な燃焼が行われていることを表します。

平成29年度 セメント固化灰総合溶出試験

150t/日炉・200t/日炉 混合

項目	基準値	単位	採取日	
			測定結果の得られた日	
水素イオン濃度(pH)	—	—		
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l		
水銀又はその化合物	0.005以下	mg/l		
カドミウム又はその化合物	0.09以下	mg/l		
鉛又はその化合物	0.3以下	mg/l		
有機リン化合物	1以下	mg/l		
六価クロム化合物	1.5以下	mg/l		
ヒ素又はその化合物	0.3以下	mg/l		
シアン化合物	1以下	mg/l		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	mg/l		
トリクロロエチレン	0.3以下	mg/l		
テトラクロロエチレン	0.1以下	mg/l		
セレン又はその化合物	0.3以下	mg/l		
ジクロロメタン	0.2以下	mg/l		
四塩化炭素	0.02以下	mg/l		
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	0.2以下	mg/l		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	mg/l		
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	mg/l		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	mg/l		
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/l		
チウラム	0.06以下	mg/l		
シマジン	0.03以下	mg/l		
チオベンカルブ	0.2以下	mg/l		
ベンゼン	0.1以下	mg/l		
1,4-ジオキサン	0.5以下	mg/l		

ばいじん(集じん設備によって集められたもの)は特別管理一般廃棄物に指定されているため、その処分の方法としてセメント固化し、含有の可能性のある重金属等によって人の健康や生活環境に被害を及ぼさないよう配慮しています。

セメント固化灰を埋立処分する場合の基準として「特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」(環告42号、平成4年7月3日)があり、金属等が溶出ししないよう固化されていることとされています。

金属等が溶出ししないこととは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」により、各物質の溶出が基準以下であることとされています。

## 平成29年度 セメント固化灰鉛溶出試験

150 t/日炉・200 t/日炉混合

項目	基準値	単位	採取日										
			4/3	5/1									
			測定結果の得られた日										
			5/1	6/7									
鉛又はその化合物	0.3以下	mg/l	<0.03	<0.03									

ばいじん(集じん設備によって集められたもの)は特別管理一般廃棄物に指定されているため、その処分の方法としてセメント固化し、含有の可能性のある重金属等によって人の健康や生活環境に被害を及ぼさないよう配慮しています。

セメント固化灰を埋立処分する場合の基準として「特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」(環告42号、平成4年7月3日)があり、金属等が溶出しないよう固化されていることとされています。

金属等が溶出しないこととは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」により、各物質の溶出が基準以下であることとされています。

平成29年度 排水総合分析結果

排水処理施設

項目	基準値	単位	採取日		項目	基準値	単位	採取日	
			測定結果の得られた日					測定結果の得られた日	
カドミウム及びその化合物	0.03以下	mg/l			チウラム	0.06以下	mg/l		
シアン化合物	1以下	mg/l			シマジン	0.03以下	mg/l		
有機燐化合物	0.2以下	mg/l			チオベンカルブ	0.2以下	mg/l		
鉛及びその化合物	0.1以下	mg/l			ベンゼン	0.1以下	mg/l		
六価クロム化合物	0.5以下	mg/l			セレン及びその化合物	0.1以下	mg/l		
ヒ素及びその化合物	0.1以下	mg/l			ほう素及びその化合物	230以下	mg/l		
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005以下	mg/l			ふっ素及びその化合物	15以下	mg/l		
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l			1,4-ジオキサン	0.5以下	mg/l		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	mg/l			フェノール類含有量	0.5以下	mg/l		
トリクロエチレン	0.1以下	mg/l			銅含有量	3以下	mg/l		
テトラクロエチレン	0.1以下	mg/l			亜鉛含有量	2以下	mg/l		
ジクロロメタン	0.2以下	mg/l			溶解性鉄含有量	10以下	mg/l		
四塩化炭素	0.02以下	mg/l			溶解性マンガン含有量	1以下	mg/l		
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/l			クロム含有量	2以下	mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	1以下	mg/l			ノルマルヘキササン抽出物質含有量	5以下(鉱物) 30以下(動物油脂類)	mg/l		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	mg/l			ヨウ素消費量	220未満	mg/l		
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	mg/l			ニッケル及びその化合物	1以下	mg/l		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	mg/l							
1,3-ジクロロプロパン	0.02以下	mg/l							

は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)の規定に基づき測定しています。

測定頻度…カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、シアン化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物:1年に1回以上

その他の項目は、ごみ焼却施設からの排水を処理する排水処理施設の機能を監視するために、施設の出口で測定したものを下水道法の放流水基準(\*1)に当てはめたものです。

(\*1)規制基準値は、下水道法及び下水道法施行令第9条の4第4項の規定により定められている県条例(大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例)に基づいています。

※下水道法では、下水道へ流入する排水の最終放流口での水質に規制基準を設定しています。当施設におけるごみ焼却施設からの処理排水は、し尿処理施設からの処理排水と合流し、下水道へ放流しています。



# 平成29年度 排水定期分析結果

## 排水処理施設

項目	基準値	単位	採取日													
			4/14	5/1												
			測定結果の得られた日													
			4/14	5/1												
水温	45未満	℃	19.0	22.5												
水素イオン濃度 (pH)	5を超え 9未満	—	6.6 (17℃)	6.7 (21℃)												
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	600未満	mg/l	3	<1												
化学的酸素 要求量 (COD)	—	mg/l	1	1												
浮遊物質 量 (SS)	600未満	mg/l	<1	<1												
アンモニア性窒素	380未満 (3項目の 合計)	mg/l	<0.1	<0.1												
亜硝酸性窒素			0.1	<0.1												
硝酸性窒素			4.6	4.6												

は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)の規定に基づき測定しています。 測定頻度…水素イオン濃度、BOD、COD、SS:1月に1回以上

その他の項目は、ごみ焼却施設からの排水を処理する排水処理施設の機能を監視するために、施設の出口で測定したものを下水道法の放流水基準(\*1)に当てはめたものです。

(\*1)規制基準値は、下水道法及び下水道法施行令第9条の4第4項の規定により定められている県条例(大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例)に基づいています。

※下水道法では、下水道へ流入する排水の最終放流口での水質に規制基準を設定しています。当施設におけるごみ焼却施設からの処理排水は、し尿処理施設からの処理排水と合流し、下水道へ放流しています。

平成29年度 最終処分場放流水総合分析

最終処分場

項目	基準値	単位	採取日		項目	基準値	単位	採取日	
				結果の得られた日					結果の得られた日
カドミウム及びその化合物	0.03以下	mg/l			ベンゼン	0.1以下	mg/l		
シアン化合物	1以下	mg/l			セレン及びその化合物	0.1以下	mg/l		
有機燐化合物	0.2以下	mg/l			ほう素及びその化合物	230以下	mg/l		
鉛及びその化合物	0.1以下	mg/l			ふっ素及びその化合物	15以下	mg/l		
六価クロム化合物	0.5以下	mg/l			1,4-ジオキサン	0.5以下	mg/l		
ヒ素及びその化合物	0.1以下	mg/l			フェノール類含有量	0.5以下	mg/l		
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005以下	mg/l			銅含有量	1以下	mg/l		
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l			亜鉛含有量	1以下	mg/l		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	mg/l			溶解性鉄含有量	3以下	mg/l		
トリクロエレン	0.1以下	mg/l			溶解性マンガン含有量	1以下	mg/l		
テトラクロエレン	0.1以下	mg/l			クロム及びその化合物	2以下	mg/l		
ジクロメタン	0.2以下	mg/l			アンモニア性窒素	380未満 (3項目の合計)	mg/l		
四塩化炭素	0.02以下	mg/l			亜硝酸性窒素				
1,2-ジクロエタン	0.04以下	mg/l			硝酸性窒素				
1,1-ジクロエレン	1以下	mg/l			ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5以下(鉱物)	mg/l		
シス-1,2-ジクロエレン	0.4以下	mg/l				30以下(動植物油脂類)	mg/l		
1,1,1-トリクロエタン	3以下	mg/l			ヨウ素消費量	220未満	mg/l		
1,1,2-トリクロエタン	0.06以下	mg/l			ニッケル及びその化合物	1以下	mg/l		
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/l			大腸菌群数	日間平均 3,000以下	個/cm <sup>3</sup>		
チウラム	0.06以下	mg/l			外観	—	—		
シマジン	0.03以下	mg/l			臭気	—	—		
チオベンカルブ	0.2以下	mg/l							

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令」の規定に従い測定しています。

なお、放流水は下水道へ排水していますので、「下水道法」に規定された排水基準の適用も受けています。  
測定頻度：1年に1回以上

# 平成29年度 最終処分場放流水定期分析

## 最終処分場

項 目	基 準 値	単 位	採 取 日											
			4/14	5/1										
			結 果 の 得 ら れ た 日											
			5/19	5/31										
水 温	45未満	°C	17.5	20.0										
水素イオン濃度 (pH)	5を超え 9未満	—	7.2 (17°C)	7.2 (20°C)										
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	600未満	mg/l	<1	<1										
化学的酸素 要求量 (COD)	—	mg/l	1	1										
浮遊物質 (SS)	600未満	mg/l	<1	<1										
電気伝導率	—	mS/m	-	-										
塩化物イオン	—	mg/l	-	-										

電気伝導率、塩化物イオン以外は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令」の規定に従い測定しています。

電気伝導率、塩化物イオンは、浸出水の水質と比較し、処理の状況を把握するために独自に測定しています。

なお、放流水は下水道へ排水していますので、「下水道法」に規定された排水基準の適用も受けています。

測定頻度…pH、BOD、COD、SS：1月に1回以上 測定頻度…電気伝導率、塩化物イオン：1年に1回以上

平成29年度 最終処分場原水定期分析

最終処分場

項 目	基 準 値	単 位	採 取 日											
			4/14	5/1										
			測定結果の得られた日											
			5/19	5/31										
水 温	—	℃	18.0	19.0										
水素イオン濃度 (pH)	—	—	7.6 (17℃)	7.6 (20℃)										
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	—	mg/l	1	<1										
化学的酸素 要求量 (COD)	—	mg/l	2	2										
浮遊物質 量 (SS)	—	mg/l	<1	<1										
窒素含有量	—	mg/l	1.2	1.3										
カルシウム イオン (Ca <sup>2+</sup> )	—	mg/l	160	160										
電気伝導率	—	mS/m	-	-										
塩化物イオン	—	mg/l	-	-										

処分場内保有水の処理状況監視及び将来的な処分場の廃止時期の見通しを立てるために、独自に測定しています。

## 平成29年度 最終処分場周辺地下水定期分析

### 井戸No.1 (周辺地下水上流側)

項目	基準値	単位	採取日																			
			4/14	5/1	測定結果の得られた日																	
			5/19	5/31																		
水温	—	℃	17.5	17.0																		
電気伝導率	—	mS/m	66	65																		
塩化物イオン	—	mg/l	12	12																		

### 井戸No.2 (場内浸出水)

項目	基準値	単位	採取日																			
			4/14	5/1	測定結果の得られた日																	
			5/19	5/31																		
水温	—	℃	17.0	18.5																		
電気伝導率	—	mS/m	550	100																		
塩化物イオン	—	mg/l	170	120																		

### 井戸No.3 (場内浸出水)

項目	基準値	単位	採取日																			
			4/14	5/1	測定結果の得られた日																	
			5/19	5/31																		
水温	—	℃	19.5	20.0																		
電気伝導率	—	mS/m	150	510																		
塩化物イオン	—	mg/l	1600	1500																		

### 井戸No.4 (周辺地下水下流側)

項目	基準値	単位	採取日																			
			4/14	5/1	測定結果の得られた日																	
			5/19	5/31																		
水温	—	℃	15.4	17.0																		
電気伝導率	—	mS/m	290	270																		
塩化物イオン	—	mg/l	530	620																		

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令」の規定に従い、埋立地からの浸出水による最終処分場の周辺の地下水の水質への影響の有無を判断するため測定しています。(No.2井戸及びNo.3井戸の水質は場内浸出水の水質を測定しており、場外周辺井戸の水質と比較するために測定しています。)

測定頻度…電気伝導率、塩化物イオン：1月に1回以上

# 平成29年度 最終処分場周辺地下水総合分析

## 最終処分場

項目	基準値	単位	採取日		
			測定結果の得られた日		
			No. 1 (上流)	No. 4 (下流)	※保有水 (比較)
カドミウム	0.003以下	mg/l			
全シアン	検出されないこと	mg/l			
鉛	0.01以下	mg/l			
六価クロム	0.05以下	mg/l			
ヒ素	0.01以下	mg/l			
総水銀	0.0005以下	mg/l			
アルキル水銀	検出されないこと	mg/l			
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	mg/l			
トリクロエチレン	0.03以下	mg/l			
テトラクロエチレン	0.01以下	mg/l			
ジクロメタン	0.02以下	mg/l			
四塩化炭素	0.002以下	mg/l			
1,2-ジクロエタン	0.004以下	mg/l			
1,1-ジクロエチレン	0.1以下	mg/l			
1,2-ジクロエチレン	0.04以下	mg/l			
1,1,1-トリクロエタン	1以下	mg/l			
1,1,2-トリクロエタン	0.006以下	mg/l			
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	mg/l			
チウラム	0.006以下	mg/l			
シマジン	0.003以下	mg/l			
チオベンカルブ	0.02以下	mg/l			
ベンゼン	0.01以下	mg/l			
セレン	0.01以下	mg/l			
過マンガン酸カリウム消費量	—	mg/l			
塩化ビニルモノマー	0.002以下	mg/l			
1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/l			

測定頻度…1年1回以上

※過マンガン酸カリウム消費量の測定は、「一般廃棄物最終処分場の適正化に関する留意事項について」(平成10年3月5日、衛環8号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)に従っています。

※平成21年に地下水の環境基準が変わり、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン及び1,2-ジクロエチレンの項目が追加されました。なお、1,2-ジクロエチレンについては、従前のシス-1,2-ジクロエチレンにかわり、シス体の濃度とトランス体の濃度の和として規制対象となりました。

また、1,1-ジクロエチレンについては、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に基準値の変更がありました。

※平成23年10月に地下水の環境基準が変わり、カドミウムについて0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に基準値の変更がありました。

※ 保有水分析は、周辺地下水との水質の比較のために場内浸出水を分析したものですので、規制基準値はありません。

# 平成29年度 し尿処理施設最終放流水総合分析

## し尿処理施設

項目	基準値	単位	採取日		項目	基準値	単位	採取日	
			測定結果の得られた日					測定結果の得られた日	
カドミウム及びその化合物	0.03以下	mg/l			1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/l		
シアン化合物	1以下	mg/l			チウラム	0.06以下	mg/l		
有機燐化合物	0.2以下	mg/l			シマジン	0.03以下	mg/l		
鉛及びその化合物	0.1以下	mg/l			チオベンカルブ	0.2以下	mg/l		
六価クロム化合物	0.5以下	mg/l			ベンゼン	0.1以下	mg/l		
ヒ素及びその化合物	0.1以下	mg/l			セレン及びその化合物	0.1以下	mg/l		
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005以下	mg/l			ほう素及びその化合物	230以下	mg/l		
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l			ふっ素及びその化合物	15以下	mg/l		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	mg/l			1,4-ジオキサ	0.5以下	mg/l		
トリクロエチレン	0.3以下	mg/l			フェノール類	0.5以下	mg/l		
テトラクロエチレン	0.1以下	mg/l			銅及びその化合物	1以下	mg/l		
ジクロロメタン	0.2以下	mg/l			亜鉛及びその化合物	1以下	mg/l		
四塩化炭素	0.02以下	mg/l			鉄及びその化合物(溶解性)	3以下	mg/l		
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/l			マンガン及びその化合物(溶解性)	1以下	mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	1以下	mg/l			クロム及びその化合物	2以下	mg/l		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	mg/l			ヨウ素消費量	220未満	mg/l		
1,1,1-トリクロエタン	3以下	mg/l			ニッケル及びその化合物	1以下	mg/l		
1,1,2-トリクロエタン	0.06以下	mg/l							

※下水道法の規定に基づき、高座清掃施設組合からの排水が下水道へ流入する最終放流口での水質を測定しています。なお、組合から排出される下水は、ごみ処理施設排水とし尿処理施設とが合流した後、下水道へ放流しています。

平成29年度 し尿処理施設最終放流水定期分析

し尿処理施設

項目	基準値	単位	採取日											
			4/6	5/2										
			測定結果の得られた日											
			5/19	5/31										
水温	45未満	℃	20.5	21.0										
水素イオン濃度 (pH)	5を超え 9未満	—	8.2 (20℃)	8.3 (19℃)										
生物化学的酸素 要求量 (BOD)	600未満	mg/l	9	10										
化学的酸素 要求量 (COD)	—	mg/l	20	41										
浮遊物質 量 (SS)	600未満	mg/l	4	2										
ノルマルヘキ サン抽出物質 含有量	5以下 (鉱物)	mg/l	<1	<1										
	30以下 (動植物油 脂類)		<1	<1										
アンモニア性窒素	380未満 (3項目の 合計)	mg/l	58	32										
亜硝酸性窒素			0.4	11										
硝酸性窒素			3.9	6.1										
リン含有量 (※1)	—	mg/l	0.3	2.0										

※下水道法では、下水道へ流入する排水の最終放流口での水質に規制基準を設定しています。当施設の処理排水は、ごみ焼却施設からの処理排水と合流し、下水道へ放流しています。

※1 リン含有量は、終末処理場の放流水が水質汚濁防止法による規制を受ける場合に適用されます。しかし、下水の排除先である相模川流域下水道の終末処理場は規制を受けないので、高座清掃施設組合からの放流水に対してリン含有量の基準は適用されません。